

京都市教育長訓令甲第3号  
事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市教育長 在田 正秀

第2条総務課の款中第28号を第29号とし、第27号を第28号とし、第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 教育委員会の所管に属する土木工事及び学校施設の小規模な修繕の検査に関する  
こと。

第2条調査課の款第5号中「及び中学校」を「、中学校及び小中学校（京都市立義務教育学校条例により設置する義務教育学校のことをいう。以下同じ。）」に改め、同款第8号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同款第16号を削り、同款第17号を同款第16号とする。

第3条学校指導課の款第3号中「小学校教育」の右に「(小中学校の前期課程に係るものを含む。）」を、「中学校教育」の右に「(小中学校の後期課程に係るものを含む。）」を加え、同款第14号中「御所東小学校開設準備室」を「向島秀蓮小中学校教育企画推進室」に、「伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室」を「京北地域小中一貫教育校教育企画推進室」に改め、同条御所東小学校開設準備室の款及び伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室の款を次のように改める。

向島秀蓮小中学校教育企画推進室

- (1) 向島秀蓮小中学校の教育に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 向島秀蓮小中学校の教育に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 向島秀蓮小中学校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

京北地域小中一貫教育校教育企画推進室

- (1) 京北地域小中一貫教育校の教育に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 京北地域小中一貫教育校の教育に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 京北地域小中一貫教育校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)